

京都市会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成17年3月3日

京都市会議長 田中セツ子

市会規程第1号

京都市会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程
京都市会情報公開条例の施行に関する規程の一部を次のように改正する。

第3号様式中注3を次のように改める。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都市会議長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定があったことを知った日（京都市会議長に不服申立てをした場合は、当該不服申立てに対する京都市会議長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市会議長となります。）。

第4号様式中注2を次のように改める。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都市会議長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定があったことを知った日（京都市会議長に不服申立てをした場合は、当該不服申立てに対する京都市会議長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟

において京都市を代表する者は、京都市会議長となります。)。

第9号様式中注2を次のように改める。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都市会議長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定があったことを知った日（京都市会議長に不服申立てをした場合は、当該不服申立てに対する京都市会議長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市会議長となります。）。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（市会事務局政務調査課）